

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、奈良県緑化土木協同組合（所在地 奈良県奈良市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 5 年 7 月 18 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
奈良県緑化土木協同組合	奈良県奈良市東紀寺町2-8-8

2. 指名停止措置期間： 令和5年7月18日～令和5年10月17日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、近畿地方整備局管内の事務所発注工事3件において、廃業予定であることを理由として落札決定後に契約締結を辞退したほか、履行中の受注工事について履行不能届を提出し、発注者から契約を解除された。

【案件①】「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」

令和5年3月20日 契約辞退

【案件②】「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」

令和5年4月11日 契約解除

【案件③】「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」

令和5年4月25日 契約解除

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内